

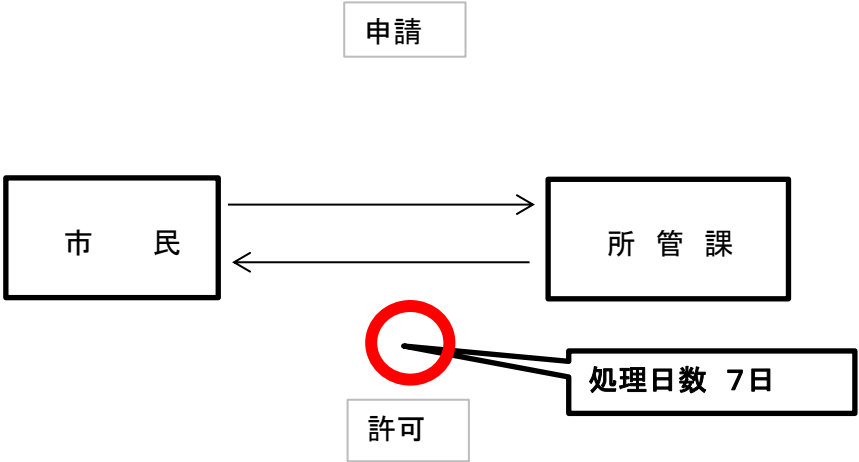
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 234

処 分 名	売店使用許可	
処 分 の 概 要	斎場内での売店の使用を希望する者に対し、申請に基づき許可を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市斎場条例(昭和51年第10号)	
条 項	第17条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		7日
標 準 処 理 期 間		計 7日
判 断 基 準		
松山市斎場条例施行規則第7条を基準とする。		
【根拠法令】 松山市斎場条例 (売店の使用) 第17条 市長は、1年以内の期間に限り、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、売店の使用を許可することができる。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、同一人に引き続き使用を許可することができるものとする。 2 前項の規定により、その使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 3 前項の使用料は、毎月10日までに当月分を納付しなければならない。 4 第7条、第11条、第12条、第15条及び第16条の規定は、第1項の規定に基づく使用に準用する。 【基準法令】 松山市斎場条例施行規則 (売店使用許可の申請等) 第7条 条例第17条の規定により売店の使用許可を受けようとする者は、売店使用許可申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。同一人が引き続き使用許可を受けようとする場合も又同様とする。 2 前項により売店の使用を許可したときは、市長は売店使用許可書(第4号様式)を交付する。 3 売店の使用者は、その運営状況等について市長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。 4 売店の使用者がその使用を中止しようとするときは、使用を中止する日から2か月前までに、書面で使用中止届を市長に提出しなければならない。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。